第二百二十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して農林中央金庫により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二百二十七条第一項各号を次のように改める。

一　適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完　百パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　零パーセント

四　前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの　百パーセント

第二百二十七条第二項中「場合は」を「ことが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について」に改める。

第二百三十条に次の一項を加える。

4　第二百二十六条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

第二百三十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の表を次のように改める。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
8—1	七	十二	二十	三十
8—2	八	十五	二十五	四十
8—3	十	十八	三十五	五十
8—4	十二	二十	四十	六十五
8—5	二十	三十五	六十	百
8—6	三十五	五十	百	百五十
8—7	六十	七十五	百五十	二百二十五
8—8	百		二百	三百五十
8—9	二百五十		三百	五百
8—10	四百二十五		五百	六百五十
8—11	六百五十		七百五十	八百五十
8—12	自己資本控除			

（注）Nとは、第二百三十八条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百七十九条の三において同じ。

第二百三十三条第一項第二号中「掲げる」を「定める」に改め、同号の表を次のように改める。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
7—1	七	十二	二十	三十
7—2	十二	二十	三十五	六十五
7—3	六十	七十五	百五十	二百二十五
7—4	自己資本控除			

第二百三十三条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「を満たす無格付の証券化エクスポージャー」の下に「（第二百三十一条第二項において準用する第二百二十六条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「勘案したうえで」を「勘案した上で」に改める。

第二百三十四条第一項第二号イ中「0.0056×T」の下に「（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T）」を加える。

第二百三十八条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改め、「当該」の下に「再証券化エクスポージャーの」を加える。

第二百三十九条第二項中「証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャー」を「再証券化エクスポージャー」に改める。

第二百四十三条第二項を削り、同条第三項中「次に掲げるオフ・バランス資産項目」を「適格流動性補完」に改め、「額に次に掲げる掛目を乗じた」及び各号を削り、同項を同条第二項とする。

第二百四十五条中「第二百二十七条第一項第五号」を「第二百二十七条第一項第三号」に改める。

第二百四十八条を次のように改める。

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百四十八条　マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第二百七十九条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。